安全データシート（SDS）

1.製品及び会社情報

製品名	ピッチクリーナー
製品コード	13010
供給者情報	
会社名	石原ケミカル株式会社
住所	〒652-0806 兵庫県神戸市兵庫区西柳原町5番26号
担当部門	第一研究部
電話番号	078-682-2321
FAX番号	078-682-4513
推奨用途と使用上の制限	タールピッチの除去剤
制定日	1986年2月19日
改正日	2025年1月23日
整理番号	01011-13j

2.危険有害性の要約

GHS分類

エアゾール	区分　1
皮膚腐食性/刺激性	区分　2
生殖毒性	区分　1　（1A及び1B）
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分　2(循環器系、中枢神経系)
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分　3(気道刺激性、麻酔作用)
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分　2(肝臓、精巣、肺、中枢神経系、呼吸器)
誤えん有害性	区分　1
水生環境有害性 短期（急性）	区分　1
水生環境有害性 長期（慢性）	区分　1

※記載のないものは「区分に該当しない」または「分類できない」

GHSラベル要素

シンボル

注意喚起語

危険

危険有害性情報

極めて可燃性の高いエアゾール
高圧容器：熱すると破裂のおそれ

皮膚刺激

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

臓器の障害のおそれ
呼吸器への刺激のおそれ、又は眠気又はめまいのおそれ
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ
飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。
使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
取り扱い後は石鹸でよく手を洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
環境への放出を避けること。
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合：多量の水と石けんで洗うこと。
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。患部を水又はシャワーで洗うこと。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当てを受けること。
気分が悪いときは医師に連絡すること。
特別な処置が必要である場合：この製品のSDSを見ること。
無理に吐かせないこと。
皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
漏出物を回収すること。
換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
施錠して保管すること。
日光から遮断し、40℃以上の温度にばく露しないこと。
内容物/容器を都道府県/市町村の規則にしたがって廃棄すること。

3.組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

・混合物

成分名／化学名	含有量（wt%）	CAS No.	化審法	PRTR法	毒劇法	安衛法

ミネラルスピリット	35	非公開	非公開	非該当	非該当	表示/通知対象物質
ブタン	15-25	75-28-5 106-97-8	(2)-4	非該当	非該当	表示/通知対象物質
プロパン	15-25	74-98-6	(2)-3	非該当	非該当	非該当 ※2026年4月1日以降　表示/通知対象物質
1,2,3-トリメチルベンゼン	1.4	526-73-8	(3)-7 (3)-3427	1種	非該当	表示/通知対象物質
1,2,4-トリメチルベンゼン	11	95-63-6	(3)-7 (3)-3427	1種	非該当	表示/通知対象物質
1,3,5-トリメチルベンゼン	2.4	108-67-8	(3)-7 (3)-3427	1種	非該当	表示/通知対象物質
ノナン	1未満	111-84-2	(2)-9	2種 (非該当)	非該当	閾値未満 非該当
キシレン	1未満	1330-20-7	(3)-3	1種 (非該当)	劇物 (非該当)	表示/通知対象物質
クメン	1未満	98-82-8	(3)-22	1種 (非該当)	非該当	通知対象物質
n-プロピルベンゼン	1.0	103-65-1	(3)-21	非該当	非該当	非該当 ※2026年4月1日以降　表示/通知対象物質

4.応急措置

吸入した場合

・吸入をして気分の悪くなった場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。

・気分の戻らない時は、医師の診察を受ける。

・眠気やめまいの症状が出た場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい状態で休息させる。

・呼吸していて嘔吐がある場合は頭を横向きにする。

・呼吸が弱い場合は人工呼吸や酸素吸入を行う。

・吸入の影響が遅れて現れることがある。

・上記症状が出た場合、直ちに医師の診察を受ける。

皮膚に付着した場合

・直ちに水で洗い流し、石けんで液が付着したところをよく洗う。

・直ちに、汚染された衣類をすべて取り除く。皮膚を流水で洗う。

・多量の水および石けんで洗い流す。水泡、痛みなどの症状がでた場合には、必要に応じて医師の診察を受ける。

・気分が悪くなった場合は、医師の診察を受ける。

・この製品は引火性なので、火気に注意して措置する。

・上記症状が出た場合、直ちに医師の診察を受ける。

・衣服等に付着した場合は、脱いで皮膚の付着した部分を十分に洗い流す。

・汚染した衣類を再使用する場合は洗濯してから使用する。

・ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当を受けること。

眼に入った場合

・清浄な水で最低15分間眼を洗浄する。洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。

・コンタクトレンズを使用している場合は、固着していないかぎり、取り除いて洗浄を続ける。

・眼の刺激が続く場合は、医師の診察を受ける。

・激しい痛みがある場合は、直ちに医師の診察を受ける。

飲み込んだ場合

・直ちに水で口の中を洗浄する。

・直ちに医師の診察を受ける。

・無理に吐かせない。

・揮発性液体なので、吐き出させるとかえって肺への吸引等の危険が増す。

・子供などが飲み込んだ懸念がある場合、直ちに医師の診察を受ける。

最も重要な兆候症状

・特になし

応急措置をする者の保護

・特になし

医師に対する特別注意事項

・特になし

5.火災時の措置

消火剤

・粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、砂

使ってはならない消火剤

・水を消火に用いてはならない。

・冷却の目的で霧状水は用いてもよいが、消火に棒状水を用いてはならない。

火災時の特有の危険有害性

・燃焼ガスには、一酸化炭素等の他、窒素酸化物系のガス等の有毒ガスが含まれるので、 消火作業の際には、煙を吸入しないように注意する。

・当該製品は着火後爆発の危険性があるため、直ちに避難する。

特有の消火方法

・消火作業は、可能な限り風上から行なう。

・関係者以外は安全な場所に退去させる。

・周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。

・火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。

・周囲の設備などの輻射熱による温度上昇を防止するため、水スプレーにより周辺を冷却する。

・消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な措置を行う。

・容器が高温で破裂する恐れがあるので消火活動には十分距離をとる。

消火を行う者の保護

・消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク)を着用する。

・消火活動は風上から行い、有毒なガスの吸入を避ける。状況に応じて呼吸保護具を着用する。

6.漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

・屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。

・漏出時の処理を行う際には、必ずゴム手袋、保護眼鏡、保護衣等を着用する。

・漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立入を禁止する。

・作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、粉塵、ガスを吸入しないようにする。

・風上から作業し、風下の人を退避させる。

・こぼれた場所はすべりやすいために注意する。

・着火した場合に備えて、消火用器材を準備する。

環境に対する注意事項

・流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。

・大量の水で希釈する場合は、汚染された排水が適切に処理されずに環境へ流出しないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

・回収後の少量の残留分は土砂またはおがくず等に吸収させる。

・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置する。

・少量の場合は、吸着剤(おがくず・土・砂・ウエス等)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよく拭き取り、密閉できる空容器に回収する。

・大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。

・漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして人の出入りを禁止する。

・少量の場合： 乾燥砂、土、その他不燃性の物を用いて吸着させて、空容器に回収する。その後、ウエス等で完全に拭い取る。

・河川、下水道等に排出されないように注意する。

二次災害の防止法

・漏出時は事故の未然防止および拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。

・付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

・火花を発生しない安全な用具を使用する。

7.取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

・特になし

安全取扱注意事項

・使用前に取扱説明書を入手する。

・製品記載の使用上の注意を良く読み、用途以外に使用しない。

・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わない。

・使用後も含め、穴をあけたり燃やしたりしない。

・裸火または高温の白熱体に噴霧しない。

・熱・火花・裸火・高温のもののような着火源から遠ざける。

・規定時間以上噴射しない。

・火気を使用している室内で使用しない。

・粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しない。

・人体に向かって噴射しない、また噴射気体を直接吸入しない。

・取扱いは、屋外または換気のよい場所で行う。

・取り扱い中は、飲食、喫煙を行ってはならない。

・取り扱い後はよく手を洗う。

接触回避

・特になし

保管

適切な保管条件

・製品記載の保管条件を読み、適切に保管する。

・容器を密栓する。

・日光から遮断し、40℃を超える温度にばく露しない。

・施錠して保管する。

・湿気の多い所、水周りなど容器が腐食しやすい場所におかない。

・温度が40℃以上の所には置かない。

・換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

安全な容器包装材料

・特になし

8.ばく露防止及び保護措置

許容濃度

記載の無いものは、知見なし、あるいはデータなし

	管理濃度	許容濃度
ミネラルスピリット	規定なし	100ppm(ACGIH/TWA)
ブタン	規定なし	500ppm(日本産業衛生学会)、1000ppm(ACGIH/STEL)
トリメチルベンゼン	規定なし	25ppm、120mg/m^3(日本産業衛生学会) 10ppm(ACGIH/TWA) 10ppm(濃度基準値設定物質、2025年10月1日以降)
ノナン	規定なし	200ppm、1050mg/m^3(日本産業衛生学会)、 200ppm(ACGIH/TWA) 200ppm(濃度基準値設定物質、2025年10月1日以降)
キシレン	50ppm	50ppm(日本産業衛生学会)、20ppm(ACGIH/TWA)
クメン	規定なし	10ppm、50mg/m^3(日本産業衛生学会) 5ppm (ACGIH/TWA) 1Oppm (濃度基準値設定物質)

設備対策

・蒸気または煙やミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。

・屋内で使用する場合は局所排気装置を設置する。

・労働安全衛生法(有機溶剤中毒予防規則)に沿った設備を設置する。

保護具

呼吸用保護具

・保護マスクを着用する。必要に応じて防塵マスク、防毒マスク、有機溶剤用の防毒マスク等を着用する。

手の保護具

・不浸透性保護手袋、必要に応じて耐溶剤性手袋、ビニール手袋等を着用する。

・必要に応じて保護衣、保護前掛け等を着用する。

眼の保護具

・保護眼鏡(普通眼鏡型)、側板つきのもの、ゴーグル型、保護面等を着用する。

皮膚及び身体の保護具

・保護衣を着用する。

9.物理的及び化学的性質

物理状態	:	液体
色	:	無色
臭い	:	溶剤臭
融点/凝固点	:	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	:	データなし
可燃性	:	データなし
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	:	データなし
引火点	:	41.5℃
自然発火点	:	データなし
分解温度	:	データなし
pH	:	なし
動粘性率	:	データなし
溶解度	:	水に不溶
n-オクタノール/水分配係数(log値)	:	データなし
蒸気圧	:	データなし
密度及び/又は相対密度	:	0.81
相対ガス密度	:	データなし
粒子特性	:	データなし

10.安定性及び反応性

反応性

化学的安定性

・通常の取扱いにおいては安定である。

危険有害反応可能性

・強酸化剤、強アルカリ、酸化性物質と激しく反応し、火災や爆発をもたらす。

避けるべき条件

・特になし

混触危険物質

・酸化性物質との接触禁止。

危険有害な分解生成物

・特になし

その他

・特になし

１１.有害性情報

製品全体としての有害性情報

・製品全体としての有害性情報なし

個々の成分の有害性情報

・記載の無いものは、GHS分類でカットオフ値以下であるもの、知見なし、あるいはデータなしの成分

ミネラルスピリット

急性毒性：有用な情報なし

皮膚腐食性/刺激性：区分２

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：有用な情報なし

呼吸器感作性又は皮膚感作性：有用な情報なし

生殖細胞変異原性：有用な情報なし

発がん性：有用な情報なし

生殖毒性：有用な情報なし

特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分３

特定標的臓器毒性（反復ばく露）：区分２

誤えん有害性：区分１

その他：有用な情報なし

イソブタン

急性毒性：有用な情報なし

皮膚腐食性/刺激性：有用な情報なし

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：有用な情報なし

呼吸器感作性又は皮膚感作性：有用な情報なし

生殖細胞変異原性：有用な情報なし

発がん性：有用な情報なし

生殖毒性：有用な情報なし

特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分１

特定標的臓器毒性（反復ばく露）：有用な情報なし

誤えん有害性：有用な情報なし

その他：有用な情報なし

ｎ－ブタン

急性毒性：有用な情報なし

皮膚腐食性/刺激性：有用な情報なし

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：有用な情報なし

呼吸器感作性又は皮膚感作性：有用な情報なし

生殖細胞変異原性：有用な情報なし

発がん性：有用な情報なし

生殖毒性：有用な情報なし

特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分３

特定標的臓器毒性（反復ばく露）：有用な情報なし

誤えん有害性：有用な情報なし

その他：有用な情報なし

プロパン

急性毒性：有用な情報なし
皮膚腐食性/刺激性：有用な情報なし
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：有用な情報なし
呼吸器感作性又は皮膚感作性：有用な情報なし
生殖細胞変異原性：有用な情報なし
発がん性：有用な情報なし
生殖毒性：有用な情報なし
特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分3
特定標的臓器毒性（反復ばく露）：有用な情報なし
誤えん有害性：有用な情報なし
その他：有用な情報なし

1,2,4-トリメチルベンゼン
急性毒性：有用な情報なし
皮膚腐食性/刺激性：有用な情報なし
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：有用な情報なし
呼吸器感作性又は皮膚感作性：有用な情報なし
生殖細胞変異原性：有用な情報なし
発がん性：有用な情報なし
生殖毒性：有用な情報なし
特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分3
特定標的臓器毒性（反復ばく露）：区分2
誤えん有害性：区分1
その他：有用な情報なし

1,3,5-トリメチルベンゼン
急性毒性：有用な情報なし
皮膚腐食性/刺激性：区分2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：区分2B
呼吸器感作性又は皮膚感作性：有用な情報なし
生殖細胞変異原性：有用な情報なし
発がん性：有用な情報なし
生殖毒性：有用な情報なし
特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分3
特定標的臓器毒性（反復ばく露）：区分1
誤えん有害性：区分1
その他：有用な情報なし

ノナン
急性毒性：区分4
皮膚腐食性/刺激性：区分2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：区分2B
呼吸器感作性又は皮膚感作性：有用な情報なし
生殖細胞変異原性：有用な情報なし
発がん性：有用な情報なし

生殖毒性：有用な情報なし

特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分2

特定標的臓器毒性（反復ばく露）：有用な情報なし

誤えん有害性：区分1

その他：有用な情報なし

12.環境影響情報

製品全体としての有害性情報

・製品全体としての有害性情報なし

個々の成分の有害性情報

・記載の無いものは、GHS分類でカットオフ値以下であるもの、知見なし、あるいはデータなしの成分

13.廃棄上の注意

・内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託する。

・製品が付着している容器、機械装置等を洗浄した廃液などは地面や排水溝にそのまま流さない。

・排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行なうか、委託する。

14.輸送上の注意

国連番号

エアゾール 1950：容器等級-

国連分類

高圧ガス　引火性　毒性なし クラス2.1

海洋汚染物質

該当

MARPOL条約 73/78 附属書Ⅱ及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質

非該当

陸上輸送

・消防法ほか法令の輸送について定めるところに従う。

海上輸送

・船舶安全法の定めるところに従う。

航空輸送

・航空法の定めるところに従う。

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策

・「火気厳禁」

・容器の破損、漏れがないことをたしかめる。

・荷くずれ防止を確実に行う。

・該当法令に従い、包装、表示、輸送を行う。

・直射日光を避ける。

・水漏れ厳禁。

・横積み厳禁。

・夏場の輸送時においては、熱い鉄板、地面等の上に直接置かない。

・輸送容器は衝撃を与えないように、ていねいに取扱う。転倒したり、激突させたりしない。

積載方法

・運搬時の積み重ね高さは3m以下

・運搬に際しては容器を40℃以下に保ち、転倒、落下並びに損傷がないように積込む。

混載禁止

・第1類及び第6類の危険物

・高圧ガス

国内規制がある場合の規制情報

容器イエローラベル

エアゾール 126

15.適用法令

火薬類取締法

対象外

高圧ガス保安法

エアゾールのため非該当

消防法 （ ）内は、指定数量

内容量:420ml

消防法上の危険物に該当する。

第四類第2石油類非水溶性:危険等級Ⅲ(1,000L)

消防法危険物該当容量:210ml

化学物質審査規制法(化審法)

既存化学物質を含有する。

優先評価化学物質:1,2,4-トリメチルベンゼン、1,3,5-トリメチルベンゼン、キシレン、クメン

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)

該当: 1種: トリメチルベンゼン

毒物及び劇物取締法(毒劇物取締法)

非該当

労働安全衛生法

表示物質 : 施行令第18条 名称等を表示すべき有害物質
通知物質 : 法第57条の2、施行令18条の2別表第9 名称等を通知すべき有害物質
第1種・第2種・第3種有機溶剤 : 施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則

表示対象物質:ミネラルスピリット、ブタン、トリメチルベンゼン、キシレン
※2026年4月1日以降該当:プロパン、プロピルベンゼン

通知対象物質:ミネラルスピリット、ブタン、トリメチルベンゼン、キシレン、クメン
※2026年4月1日以降該当:プロパン、プロピルベンゼン

有機溶剤中毒予防規則

該当: 第三種有機溶剤:ミネラルスピリット

船舶安全法

船舶安全法、危険物船舶輸送及び貯蔵規則

船舶安全法、危規則第2条危険物等級3 高圧ガス

航空法

航空法 施行規則第194条危険物 高圧ガス

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律　施行令別表第一　有害液体物質

非該当：ばら積み輸送条件に当たらない

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第３８条第１項第４号　海洋汚染物質

海洋汚染物質に該当

オゾン層保護法

オゾン層保護法施行令別表第１～9項に非該当

労働安全衛生法　皮膚等障害予防規則　皮膚吸収性有害物質

キシレン

各国及び地域が制定する法令および規制を順守すること。

１６.その他の情報

参考文献

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS） JIS Z7253:2019(JSA)

GHSに基づく化学品の分類方法　JIS Z7252：2019(JSA)

GHS分類結果データベース （独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ）

中央労働災害防止協会安全衛生情報センターホームページ

危険物船舶運送及び貯蔵規則並びに関係告示 （成山堂）

原材料メーカー発行の安全データシート

※注意

安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取扱う事業者に提供されるものです。

取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。

従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。